

答 申 第 3 8 1 号  
平成25年7月17日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年7月14日付け建第684号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第461号

平成23年5月24日付けで異議申立人から提起された、平成23年4月27日付け建第165号で行った行政文書不開示決定のうち「平成23年度の千建審第1から5号の決裁に関する一切の書類」に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成23年4月27日付け建第165号による行政文書不開示決定通知書の別紙1の1項を不開示とした処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 決定時に「対象となる行政文書が、請求時に決裁されていない」から不開示（保有していない）とした。農林水産部は、決裁時の対象文書を開示している。
- (2) 開示請求から30日もかけ決定をするなら、決定時に決裁済みの文書を対象文書としなければ再度開示請求し、更に30日も待たなければならない。知る権利の侵害である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る処分について

異議申立てに係る処分は、平成23年4月27日付け建第165号で行った行政文書不開示決定処分のうち「平成23年度の千建審第1から5号の決裁に関する一切の書類」を不開示とした処分（以下「本件処分」という。）である。

2 行政文書開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成23年3月30日付けで次の(1)から(8)の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 平成23年度の千建審第1～5号の決裁に関する一切の書類
- (2) 千葉県内の液状化した地域（浦安市・千葉市）の建築基準法の規制についてわかる書類（液状化についてのみの規制）
- (3) 液状化する地域に対する建築基準法の規制についてわかる書類
- (4) H23.3.22開催予定の千葉県建築審査会がいつ開催されるかが

わかる書類（議題内容も含む）

- (5) 平成23年4月1日以降施行される建築基準法施行規則の解説書類
- (6) 平成23年4月1日以降の千葉県建築審査会の委員及び事務局職員が誰かわかる書類
- (7) 千葉県建築審査会の事務局がどこにあるのかわかる書類
- (8) 千葉県建築審査会が平成20年度以降どのくらい審査請求の裁決をしたのかわかる書類

3 行政文書の特定及び開示決定等について

実施機関は、平成23年4月27日付け建第165号により以下のとおり行政文書開示決定等（以下「本件決定」という。）を行った。

(1) 行政文書開示決定

- ア 事務分掌表
- イ 千葉県建築審査会運営要綱
- ウ 平成21年度審査請求事例（第57回全国建築審査会会長会議参考資料）
- エ 平成20年度審査請求事例（第56回全国建築審査会会長会議参考資料）

(2) 行政文書部分開示決定

- ア 千葉県建築審査会委員名簿・住所録

(3) 行政文書不開示決定

- ア 平成23年度の千建審第1から5号の決裁に関する一切の書類
- イ 千葉県内の液状化した地域（浦安市・千葉市）の建築基準法の規制についてわかる書類（液状化についてのみの規制）
- ウ 液状化する地域に対する建築基準法の規制についてわかる書類
- エ H23.3.22開催予定の千葉県建築審査会がいつ開催されるかわかる書類（議題内容も含む）
- オ 平成23年4月1日以降施行される建築基準法施行規則の解説書類

4 本件処分に係る不開示部分及び不開示理由について

本件開示請求のうち「平成23年度の千建審第1～5号の決裁に関する一切の書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）は、開示請求する行政文書の件名又は内容から、建築基準法第78条第1項の規定により設置された千葉県建築審査会（以下「建築審査会」という。）の決裁に関する文書のうち平成23年度における文書の記号及び番号が「千建審第1号から第5号」である決裁文書に関する一切の書類を開示請求しているものと判断した。

千葉県の附属機関である建築審査会に係る庶務は、千葉県行政組織条例

(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の規定により定めた建築審査会運営要綱第6条により、建築審査会事務局である建築指導課において処理しており、建築審査会の決裁に関する文書は建築指導課が保有している。

ところで、千葉県行政文書規程(昭和61年訓令第13号。以下「文書規程」という。)第21条には施行する文書の記号及び番号について規定されており、施行する文書には記号及び番号を付し、会計年度により表示すること等の規定がある。

建築審査会では、文書規程に準じて、建築審査会に関する決裁文書のうち建築審査会長から施行する文書等については、建築審査会を示す文書の記号「千建審」及び番号を付し、決裁の起案処理等を行った時点の会計年度(4月1日から翌年3月31日)により表示している。

また、平成23年度における文書の記号及び番号が千建審第1から第5号の行政文書(以下「本件対象文書」という。)については以下のとおりである。

- ① 千建審第1号の1「平成23年度第1回建築審査会の開催について」(4月7日起案)
- ② 千建審第2号の1～4「平成23年度第1回建築審査会の同意について」(4月18日起案)
- ③ 千建審第3号「審査請求書に係る弁明書の送付について」(4月7日起案)
- ④ 千建審第4号「審査請求書の補正について」(4月7日起案)
- ⑤ 千建審第5号「審査請求書に係る口頭審査の開催について」(4月11日起案)

このことから、平成23年度における建築審査会を示す文書の記号「千建審」及び番号が付された決裁文書は、平成23年4月1日以降に起案処理等が行われたものに限られることから、開示請求日時点の平成23年3月30日には一切存在していない。

よって本件請求に係る行政文書を保有していないことから不開示決定を行ったものである。

なお、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「本件条例」という。)第5条の規定による開示請求権については、開示請求時点において「実施機関が保有している行政文書」を求める権利であり、開示請求後に作成・収受した行政文書には及ばないと解されていることから、本件についても開示請求時点において保有している行政文書を対象として決定している。

## 5 異議申立ての理由について

異議申立人は、平成23年4月27日付け異議申立書の4、異議申立ての理由において、「ア. 決定時に『対象となる行政文書が請求時に決裁されていない』から不開示（保有していない）とした。農林水産部は決裁時の対象文書を開示している。イ. 開示請求から30日もかけ決定するなら、決定時に決裁済の文書を対象文書としなければ、再度開示請求し更に30日も待たなければならない。知る権利の侵害である。」と主張をしているが、不開示の理由については、上記4で説明したとおりである。

## 第4 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件開示請求及び本件決定について

本件開示請求及び本件決定については、上記第3、実施機関の説明要旨の2及び3のとおりである。また、異議申立人が、異議申立ての趣旨で述べる「行政文書不開示決定通知書の別紙1の1項」には、「平成23年度の千建審第1～5号の決裁に関する一切の書類」と記載されていることが認められる。

### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第3、実施機関の説明要旨の4中、①から⑤に掲げる行政文書である。

### 3 本件処分について

#### (1) 開示請求制度について

行政文書開示請求制度は、開示請求時点において存在するあるがままの行政文書を開示すれば足りるという認識に基づく制度であり、開示請求の対象となる行政文書は、その請求時点において存在する文書であるのを原則とする。すなわち、本件条例第2条第2項本文は、開示請求対象となる行政文書の定義を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定するところ、これは、当該実施機関が開示請求を受けた時に保有して存在している行政文書を開示請求の対象とする趣旨であると解される。

しかしながら、例えば各年度当初に作成される職員の事務分掌表のように、本件開示請求時に保有しなかったがその後において作成されることが当然のこととして予定されている文書は、対象文書とすることもあり得るものである。

(2) 本件対象文書の不保有の判断基準時について

本件開示請求があったのは、平成23年3月30日であり、実施機関が、上記第3、実施機関の説明要旨の4で説明するとおり、本件対象文書はいずれも平成23年4月以降に作成されたものと認められる。

また、本件請求に係る行政文書開示請求書には、「平成23年度の千建審第1～5号の決裁に関する一切の書類」と記載されているが、請求があった平成23年3月30日時点では、文書の性質に照らして、本件対象文書の作成時期や内容が明白なものであったとはいえ、その他本件対象文書を作成前に特定することができたなどの特段の事情も認められないものである。

よって、実施機関が、本件対象文書を請求時に作成又は取得していないため保有していないとして行った本件処分は、上記第4、3、(1)で説明した原則に照らし、違法なものと評価することはできない。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 以上のとおり、実施機関が行った本件処分は妥当である。

## 第5 附言

本件請求は、請求時点では作成されていない行政文書の開示を求めたものであり、実施機関が行った本件処分についての審査会の判断は上記のとおりである。

しかしながら、開示請求者は必ずしも行政文書開示請求制度を熟知しているとは限らないことから、実施機関においては、本件のように請求時点で対象行政文書が不存在である場合には、原則として開示請求対象文書とならないことや当該対象文書の作成時期等の情報提供に努めるべきであり、また、こうした場合において不開示決定を行うときには、より丁寧な理由の提示を行うことが望ましい。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年7月14日	諮問書の受理
平成23年9月5日	実施機関の理由説明書の受理
平成25年2月22日	審議
平成25年3月22日	審議
平成25年4月26日	審議
平成25年5月31日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順:平成25年5月31日現在)